

令和5年度宮城県自動車関連企業における  
カーボンニュートラル化支援業務委託仕様書（案）

1 委託業務名

令和5年度宮城県自動車関連企業におけるカーボンニュートラル化支援業務

2 契約期間

契約締結の日から令和6年3月29日まで

3 委託業務の目的

脱炭素社会に向けた動きが世界中で広まる中、国においても、経済産業省が「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を打ち出し、この中で、2050年までの自動車のライフサイクル（生産、利用、廃棄）全体でのカーボンニュートラル化が掲げられた。これを受け、自動車関連企業においてはCO2削減量の具体的な目標値を設定するなど、達成に向けた取り組みが加速化している。

本業務は、こうした社会情勢の中で、県内自動車関連企業のカーボンニュートラル化を支援し、取引維持、競争力の確保を図るとともに、もって県内の産業振興に寄与することを目的とするものである。

4 委託業務の内容

(1) 脱炭素セミナーの開催

- ① 本業務の支援対象となる企業（以下「支援対象企業」という。）のうち、具体的な検討に着手していない企業を主な対象として、カーボンニュートラルに係る基本的な知識や社会情勢を把握するためのセミナーを開催すること。
- ② セミナーの開催は年間2回程度とし、ハイブリッドでの開催やオンデマンド配信を行うなど、より多くの企業が参加できるよう開催方法を工夫すること。
- ③ 開催周知のためのチラシを作成し、電子データを提出すること。このとき、発注者において加工可能な形式（ワード・パワーポイント等）とすること。  
なお、周知は発注者がメーリングリスト等を用いて行う。

(2) オンライン相談業務

- ① 相談受付用のメールアドレスにより、支援対象企業からの省エネルギーに関する相談や再生可能エネルギーを活用した低炭素化に関する相談等、カーボンニュートラル化に関連する相談を広く受け付けること。
- ② 相談の内容に応じて、助言、(3)に記載する訪問によるエネルギー診断の相談勧奨、他の関係機関が設置する相談窓口の紹介等、適切に回答を行うこと。

- ③ 相談企業、相談概要、回答内容等を記録し、月に1回程度、発注者へ報告を行うこと。
- ④ 相談窓口の案内チラシを作成し、電子データを提出すること。このとき、発注者において加工可能な形式（ワード・パワーポイント等）とすること。また、（3）及び（4）に掲げる業務についてもチラシの内容に含むものであること。  
なお、周知は発注者がメーリングリスト等を用いて行う。

### （3） 訪問によるエネルギー診断業務

- ① エネルギー診断を希望する支援対象企業に対して、エネルギー管理士の資格を有する者又はそれに準ずる知識を有する者（以下「エネルギー管理士等」という。）を派遣し、エネルギーの使用状況等にかかる調査、使用エネルギーの見える化（以下「エネルギー診断」という。）を20件程度実施する。
- ② ①に基づき、エネルギー管理士等から診断結果の詳細について解説、必要に応じて助言等を行う。
- ③ 支援を実施した企業、エネルギー診断の概要、診断結果及び助言内容、フォローアップ支援の内容等については、発注者へ報告する。  
なお、支援の過程においても、発注者から支援過程の報告を求めることがある。

### （4） 伴走型の脱炭素化促進計画策定支援

- ① カーボンニュートラル化を目標とし、設備更新その他省エネルギーのための方策、実施手順に関する計画（以下「脱炭素化促進計画」という。）の策定を目指す支援対象企業又は自社で策定済みの脱炭素化促進計画への助言を希望する支援対象企業3社程度に対して、計画策定支援や助言等を行う。  
なお、（3）に比べて（4）の支援を希望する企業が多い場合には、委託金額の範囲内において、（3）と（4）の支援企業数を調整することができる。
- ② （3）のエネルギー診断等に基づき、中長期的な視点から省エネルギー化、CO2削減等に係る実施方法、手順について助言を行う。  
なお、（3）のエネルギー診断を実施していない支援対象企業に対しては、必要に応じてエネルギー診断も実施するものとする。
- ③ 支援を実施した企業、ミーティングの概要、脱炭素化促進計画の成果品については、発注者へ報告する。  
なお、支援の過程においても、発注者から支援過程の報告を求めることがある。

### （5） カーボンニュートラル化に対する県内企業の課題把握

- ① （1）脱炭素セミナーの受講者や、みやぎ自動車産業振興協議会の会員等を対象に、アンケート等の手法を用いて、カーボンニュートラル化への課題を取りまとめ

ること。

なお、みやぎ自動車産業振興協議会については、以下の URL を参照すること。

■宮城県「みやぎ自動車産業振興協議会・概要」

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jidousha/mjk-outline.html>

- ② ①による課題をとりまとめ、県に報告すること。この際、課題に対する効果的な事業を提案すること。

#### (6) 参考資料集の作成

カーボンニュートラルや脱炭素の基礎、温室効果ガス排出削減対策の取り組みや省エネ事例等の紹介を行う参考資料を取りまとめること。この際、(1)のセミナーで使用された資料の内容を含むものであること。

なお、取りまとめた資料は電子媒体で納品するものとし、印刷及び配布は業務に含めない。

### 5 支援対象企業

支援対象企業は宮城県内に生産拠点を有する自動車関連企業とし、その業種は概ね以下のとおりである。また、当該生産拠点に付随する営業所等の事務所についても、支援対象企業の意向に応じて対象範囲とする。

1	繊維工業・なめし革製造業
2	木製品・家具製造業
3	化学工業
4	石油・石炭製品製造業
5	プラスチック製品製造業
6	ゴム製品製造業
7	窯業・土石製品製造業
8	金属素材製造業
9	金属製品製造業
10	機械器具製造・印刷関連業
11	電子部品・機器製造業

なお、宮城県内の自動車関連企業については以下の URL を参照すること。ただし、全ての企業を網羅するものではない。

■「必冊！みやぎの仕事人2022」のご紹介

<http://www.joho-miyagi.or.jp/miyagi-car>

### 6 業務完了報告書の提出

受注者は、本業務の完了後速やかに業務完了報告書を発注者に提出するものとする。業務完了報告書には、(1)から(6)の各事業の実施概要、支援内容等を成果物として記載すること。

提出の形式は紙媒体及び電子媒体（CD-R等）を各1部とする。

## 7 その他

- (1) 本業務の着手及び進行に当たっては、発注者と十分に連絡調整のうえ、実施すること。
- (2) 本業務による成果物の著作権は、全て発注者に帰属するものとし、発注者は本業務の成果物を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。
- (3) 受注者(再委託により受注した場合を含む。)は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業に関して知り得た情報の漏えい、滅失及びき損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (4) 本仕様に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者の協議により決定するものとする。